

件名	愛媛県防災対策基本条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>平成18年12月に制定した「愛媛県防災対策基本条例」について、制定から既に9年が経過し、その間に、東日本大震災の発生やそれを受けた災害対策基本法の改正、本県の防災対策の進捗などの状況の変化があり、これらを踏まえた見直しが必要であるため。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 災害対策基本法の改正等への対応や同法との整合性を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害」「防災」など定義の見直し（第2条） ○人命優先、「減災」の考え方の導入など、基本理念の追加（第3条） ○過去の災害の教訓の伝承（第9条第3項） ○学校等における防災教育、防災活動の支援等（第23条第4項） ○公衆衛生の確保及び避難所における生活環境の整備等（第43条第3項、第4項） ○消防団による地域防災力の強化（第48条） など <p>(2) 本県の防災対策の状況や課題に対応するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複合型の災害や広域的な災害などを想定した総合的な防災訓練の実施（第23条第3項） ○防災リーダーとしての防災士の育成（第26条） ○広域的な避難体制の整備（第28条第9項） ○広域防災拠点の整備（第31条） ○自然災害以外の災害を含むことなどによる円滑な避難行動等（第36条） ○復旧及び復興対策（第45条） ○行動計画の策定による大規模地震被害に対する軽減対策（第47条） など 	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	